

第424回川越市農業委員会総会議事録  
(公開用)

川越市農業委員会

## 第 4 2 4 回 川 越 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

1. 開催年月日            令和元年6月25日
2. 開催場所            川越市農業ふれあいセンター 研修室兼視聴覚室
3. 開会時刻            午前            9時30分
4. 閉会時刻            午前            10時40分
5. 招集者氏名           農業委員会会長      石川 秀 夫
6. 議長の氏名           農業委員会会長      石川 秀 夫
7. 委員出席者数        16名

内				訳			
議席	氏 名	出欠	備 考	議席	氏 名	出欠	備 考
1	福 田 純 一	出		10	塩 野 謙 吉	出	
2	中 野 一 明	出		11	渋 谷 武	出	
3	矢 部 節	出		12	石 川 秀 夫	出	
4	吉 崎 一 行	出		13	栗 原 明	出	
5	鈴 木 一	欠		14	今 野 英 子	出	
6	関 根 誠	出		15	山 田 哲 也	出	
7	長 岡 清	出		16	粕 谷 貞 夫	出	
8	須 賀 庄次郎	出		17	米 原 民 子	出	
9	内 田 光 夫	出					

8. 議事参与者

職	氏 名	職	氏 名

## 9. 事務局

職	氏名	職	氏名
事務局長	宇津克巳	主査	久保田哲
副事務局長	石田秀樹	主事	山本和慶
副主幹	廣川慎司	主事補	飯島佑加
副主幹	横山大造		
主査	榎本亮太		

## 10. 産業観光部農政課職員

職	氏名	職	氏名
課長	小野寺雅樹	主幹	小川覚一郎
副課長	矢野雄一		

## 11. 開会

会長 石川秀夫 は議長席に着き、出席委員が定足数に達していることを確認した後、令和元年6月25日第424回川越市農業委員会総会の開会を宣言する。

## 12. 議事録署名委員選任の件

議長 石川秀夫 は、本件に対し、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任する。

委員 関根 誠

委員 長岡 清

委員 須賀 庄次郎

13. 議決事項及び議事の要領

議案第1号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第1号議案は、申出件数2件、総筆数8筆、総面積5,704㎡について申請があった。『使用貸借権設定』が2件である。6月総会で審議する申出は『新規』における『使用貸借権設定』で、令和元年7月15日から期間が設定されるものになる。今回の申出は、すべて借り手の要件を満たしている。新規の申出のため、借り手の経営状況について読み上げる。整理番号1番は、6筆、3,698㎡で、約1年の使用貸借権設定の申出である。借受人は、現在83歳で、農業従事日数は年間160日、家族とともに約18アールの農地を耕作している農家である。近隣の所有農地と併せて耕作し、集積を図るとともに、経営の拡大を図るための申出である。通作距離は、約70mである。なお、当申請が許可された場合、申請人の経営面積は約55アールとなり、下限面積50アールを満たすことになる。整理番号2番は、2筆、2,006㎡で、約4年の使用貸借権設定の申出である。借受人は、現在66歳で、農業従事日数は年間160日、家族とともに約38アールの農地を耕作している農家である。近隣の所有農地と併せて耕作し、集積を図るとともに、経営の拡大を図るための申出である。通作距離は、約20mである。なお、当申請が許可された場合、申請人の経営面積は約58アールとなり、下限面積50アールを満たすことになる。以上のことから、整理番号1番及び2番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられる。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番と2番について農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をそれぞれ満たしているため農用地利用集積計画を決

定することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第1号について原案どおり決定する。

## 議 案 第 2 号

### 農地法第3条第1項の規定による許可の件について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の2号議案は、件数4件、筆数9筆、面積6,188㎡についての申請があった。整理番号1番については、経営拡張のため所有権移転、2筆、1,500㎡の申請である。譲受人は、現在82歳で、農業従事日数は年間250日、家族とともに約116アールの農地を耕作する農家である。申請地の近隣に農地を所有し耕作していることから、申請地を譲り受け、経営の拡張を図りたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約1kmである。整理番号2番については、経営拡張のため所有権移転、3筆、2,120㎡の申請である。譲受人は、現在46歳で、農業従事日数は年間150日以上、家族とともに約172アールの農地を耕作する農家である。申請地の近隣に農地を所有し耕作していることから、申請地を譲り受け、経営の拡張を図りたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約450mである。整理番号3番については、経営拡張のため所有権移転、3筆、2,531㎡の申請である。譲受人は、現在67歳で、農業従事日数は年間150日以上、家族とともに約207アールの農地を耕作する農家である。申請地の近隣に農地を所有し耕作していることから、申請地を譲り受け、経営の拡張を図りたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約1.3kmである。なお、申請人は市外に居住しているため、申請人の居住する農業委員会に農業経営状況と農地の現況について確認した。農業委員会からは、申請人の農地について、適切に管理されているとの回答を得ている。整理番号4番については、経営拡張のため所有権移転、1筆、37㎡の申請である。譲受人は、現在57歳で、農業従事日数は

年間150日以上、家族とともに約50アールの農地を耕作する農家である。申請地の隣地に農地を所有し耕作していることから、申請地を譲り受け、経営の拡張を図りたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約5mである。以上のことから、整理番号1番から4番については、許可できない場合が規定された、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することよろしいかお諮りする。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号1番について、調査報告する。6月22日に譲受人宅を訪問し、話を聞いてきた。譲受人が所有する土地の隣は、譲渡人が相続して受けた土地であった。譲渡人は都内に居住していることから、耕作ができず、苦慮していた。そこで、代理人に耕作できる方をあっせんしてほしいとの申出をしたようであった。代理人は地続きの方に買ってもらえないかと声を掛けて、譲受人は自分の井戸もあることから農地を譲り受け、耕作していくとの話になった。地元の農業委員としては、こういった方に頑張ってやってもらえるよう応援していきたい。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

委員から「整理番号2番について、調査報告する。6月22日の午後5時半から譲受人宅を訪問してきた。譲受人は現在46歳で、農業従事日数は150日、作業場についても整っており、農機具の保有状況についても稲作の機械は一通り揃っている。それから、譲受人の父親に耕作放棄地や遊休農地があるのか尋ねたところ、一切ないとのことだった。また、新規購入の田については、現在所有の土地のすぐ隣であることから通作距離については問題ないとのことだった。譲受人は農協の稲作講習会も積極的に参加をし、熱心に勉強をしており、地元の農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

委員から「整理番号3番について、調査報告する。6月15日土曜日12時55分から14時25分の間、申請地及び譲受人宅にて説明を受け確認をしてきた。今

回取得する農地については、土壌改良をして対応をする。また申請地の近くに譲受人の知人が在住しているため、協力が得られるとのことだった。住宅が点在しているが、集積された農地が広がっている場所で、農地は整然と管理されているところだった。家族構成は譲受人と妻と跡継ぎの息子の3人で、母親は施設に通っているとのことだった。耕作の状況は、主にほうれん草、トウモロコシ及び夏物野菜が作付けされていた。これらは、ほぼ直売所で販売しているとのことだった。また、自作地の脇に親族が和牛の生産飼育をしていることから、牛糞を畑に撒いて肥料として使っている。今回、申請地の農地を地元の人が受けることができたならよかったのだが、それぞれの地元の事情があり、今回他市の方が取得することになったが、譲受人の農業への取組から問題はないのではないかと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、他に意見を求めた。

議長は、他に意見がなかったため、整理番号1番から4番については、許可できない場合が規定された農地法第3条第2項各号にそれぞれ該当しないこととし、許可することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第2号について原案どおり許可することに決定する。

### 議 案 第 3 号

農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の3号議案は、件数14件、筆数24筆、面積11,520.53㎡についての申請があった。整理番号1番については、住宅新築のため所有権移転、1筆、384㎡の申請である。譲受人は、現在持家にて暮らしている。仕事柄車両を複数台使用するため現在の住まいが手狭であること、また自営業を営む実家

近くに住むことで親の世話ができることから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近く、通勤に便利な申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第3種農地であると考えられる。排水については、南側道路に埋設されている公共下水道管へ放流する計画である。整理番号2番については、住宅新築のため所有権移転、1筆、239㎡の申請である。譲受人は、現在借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近く、通勤に便利な申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第3種農地であると考えられる。排水については、東側道路に埋設されている公共下水道管へ放流する計画である。整理番号3番については、住宅新築のため使用貸借権設定、1筆、268㎡の申請である。譲受人は、現在借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、使用貸借にて借り受け、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、集落に接続した親族のための住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、南側道路に埋設されている農業集落排水管へ放流する計画である。整理番号4番については、病院敷地拡張のため賃借権設定、3筆、984㎡の申請である。譲受人は、昭和61年5月に設立され、病院の経営を主な業務としている。2016年頃から患者の増加により既存の駐車スペースだけでは対応しきれないため、近隣の薬局の一部を借りている状態であり、混雑時には路上に駐車してしまっていることで非常に危険な状態となっている。そこで、駐車場を使用できる土地を探していたところ、申請地が適地と考え、賃借にて借り受け36台分の駐車場として使用したいとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。なお、平成31年4月18日付で農振除外されており、「やむを得ない」との委員会の意見が付されている。整理番号5番については、資材置場に使用のため賃借権設定、1筆、603



m<sup>2</sup>の申請である。譲受人は、昭和50年7月に設立され、不動産の売買をはじめ、土木工事の設計施工請負を主な業務としている。現在市内の別地区に譲受人が所有する資材置場があるものの、業績の好調に伴い埼玉県南部を中心とした市町村での受注が増えたことで、現場から現場への搬出搬入であることから業務の効率が低下していた。そこで中継地点としての適地を探していたところ、申請地が見つかったため賃借にて借り受け、資材置場として使用したいとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。整理番号6番については、太陽光発電設備設置のため賃借権設定、5筆、4,699m<sup>2</sup>の申請である。譲受人は、平成26年3月に設立され、建築工事をはじめ、自然エネルギー発電設備の設置事業・販売事業を主な業務としている。再生可能エネルギーの1つである太陽光発電事業に参加することで自然環境の保護や環境にやさしいエネルギーの供給に貢献したいと考え、太陽光発電設備の設置を計画した。そこで日光を遮断する障害物がない申請地が適地と考え、賃借にて借り受け、太陽光発電装置を設置するとの申請である。太陽光パネルは1,605枚を設置、発電出力325kWであり、発電で得られた電力の全量を電力会社へ売電する計画である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。整理番号7番については、住宅新築のため所有権移転、1筆、330m<sup>2</sup>の申請である。譲受人は、現在借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、妻の実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、西側水路へ放流する計画である。整理番号8番については、住宅新築のため所有権移転、1筆、241m<sup>2</sup>の申請である。譲受人は、現在借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、北側道路に埋設されている公共下水道管へ

放流する計画である。整理番号9番については、車両置場に使用のため所有権移転、1筆、166㎡の申請である。譲受人は、平成22年1月に設立され、自動車の販売・買取り、及び整備を行うことを主な業務としている。今まで譲受人が借り受けていた、中古車販売車両と中古車買取り車両を一時的に駐車しておく車両置場が、地権者の都合により返却せざるを得なくなったため、代替地を探していたところ申請地が見つかったため売買にて取得し6台分の車両置場として使用したいとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。整理番号10番については、保育園新築のため所有権移転、2筆、1,967㎡の申請である。譲受人は、昭和51年10月に保育園を運営することを目的として設立された。現在、市内に同法人が運営する保育園があるが、耐震調査の結果、補強工事若しくは建て替えが必要であること、また、現在借りている土地は地権者の都合により返却せざるを得なくなったことから代替地を探していたところ、申請地が見つかったため、売買にて取得し保育園を建築したいとの申請である。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、土地収用法に該当する事業のため第1種農地の不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、南側道路に埋設されている公共下水道管へ放流する計画である。なお、平成31年4月18日付けで農振除外されており、「雨水、排水は適正に処理し、周辺農地及び水路に支障を与えないこと」との委員会の意見が付されている。整理番号11番については、住宅新築のため使用貸借権設定、2筆、198.53㎡の申請である。譲受人は、現在借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、使用貸借にて借り受け、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、集落に接続した親族のための住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、合併浄化槽を経て、汲み取りを行う計画である。整理番号12番については、駐車場に使用のため貸借権設定、3筆、865㎡の申請である。譲受人は、

昭和54年7月に設立され、菓子類の製造販売を行うことを主な業務としている。

現在申請地の北側には譲受人が経営する工場の敷地内に従業員用の駐車場があるが、この度工場の敷地拡張の工事を今年の7月から行うにあたり現在使用している駐車場が使用出来なくなること、また敷地拡張工事の終了後も敷地内には来客者用の駐車スペースしか確保できないことから新たに従業員用の駐車場を使用できる土地を探していたところ、申請地が見つかったため、賃借にて借り受け、27台分の駐車場として使用したいとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。整理番号13番については、住宅新築のため所有権設定、1筆、346㎡の申請である。譲受人は、現在借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、妻の通勤に便利な申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、東側道路に埋設されている公共下水道管へ放流する計画である。整理番号14番については、駐車場に使用のため所有権移転、1筆、230㎡の申請である。譲受人は、平成3年3月に設立され、電気工事を主な業務としている。現在譲受人のパートナー法人が借りている資材置場の一部を使用して駐車しているものの、パートナー法人の取扱資材と使用車両の増加に伴い、譲受人の所有する車両の一部が置ききれなくなったため、新たに駐車場として使用できる土地を探していたところ申請地が見つかったため、売買にて取得し8台分の駐車場として使用したいとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。以上のことから、整理番号1番から14番については、それぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第5条第2項各号に該当しないこと、また総合意見として許可相当であるとの意見を付すこととよろしいか、お諮りする。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号6番について、調査報告を行う。整理番号6番は5筆、4、

699㎡の申請である。6月14日、農地利用最適化推進委員とともに、話を聞いてきた。譲受人は、市内に本社を持ち、2014年に設立され、自然エネルギーの設置事業、販売事業、売電事業、電気通信工事事業を主に行っている。太陽光発電所は市外の発電所で2016年11月稼働開始、今年の7月に発電所を稼働予定しており、今回の申請地が3か所目である。本社のある川越市を始め、近隣市町村でも土地の選定をしてきたが、転用面積として、50kW以上2,000kW未満の発電出力に必要な太陽光パネルの設置が可能な広さを持ち、交通移動にも不便でない場所、また、申請地は2、3年程耕作をしていない場所であったため、この場所を選定した。申請地は以前水田であったため、東側の道路の高さと合わせて、50センチ程度の盛り土を予定している。それに合わせて境界部分にブロック擁壁を設置する。資材等の搬入及び設置のための作業スペースは東側道路から行う。敷地内には防草シートを敷き、周囲を囲む形で、高さ1,220ミリメートルの侵入防止のネットフェンスを設置する。雨水は敷地内浸透処理とする。隣接農地の影響として、盛り土が発生するが、境界部分にはブロック擁壁を設置するため、隣接地に土砂が流入することはない。防草シートを敷くとともに定期的な除草作業を実施する。隣接農地及び周辺農地に対する日照の影響に関しては、境界から3メートル以上確保するため、あまり影響はないと考える。以上のことから地元委員としては、やむを得ないと判断する。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、他に意見を求めた。

議長は、他に意見がなかったため、整理番号1番から14番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第5条第2項各号に該当しないこと、また、総合意見として許可相当とすることとし、整理番号6番については、「雨水は適正に処理し、周辺農地及び水路に支障を与えないこと。」整理番号10番については、「雨水や排水は適正に処理し、周辺農地及び水路に支障を与えないこと。」と条件を付すことで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第3号について総合意見として許可相当とし、整理番号6番、10番については条件を付すことに決定する。

#### 議 案 第 4 号

市民農園整備促進法第4条第1項の規定による市民農園区域の決定について

議長は別添議案を上程し、事務局に概要の説明を求めた。

事務局は「議案第4号における市民農園区域については、市民農園整備促進法第4条第1項により、農業委員会の決定を経て、指定することができるとされている。

農業委員会は農地利用等の観点から、市民農園整備促進法第4条第1項各号に掲げる要件のすべてについて判断して、決定をおこなうことになる。」との説明を行った。

議長は市民農園整備促進法第4条第1項の規定による市民農園区域の決定について、農政課に説明を求めた。

農政課は「蔵 in ガルテン川越の事業推進に伴い、今年度、農業ふれあいセンター北側の市民農園・体験農園の拡張工事を行うに当たり、市民農園整備促進法に基づき、農業委員会での審議をお願いしたい。説明については、別冊の「市民農園整備促進法第4条第1項の規定による市民農園区域の決定について 関係資料」に沿って行う。まず、別冊の資料1「市民農園区域指定調書」の「1 市民農園区域の変更の必要性」についてであるが、農業ふれあいセンター北側に開設している市民農園は、現在340区画、一区画30㎡と福市区画340㎡である。また、平成27年度に策定した、「川越市まち・ひと・しごと創生総合戦略」のプロジェクトの一つとして蔵 in ガルテン川越が位置づけられ、農業ふれあいセンターを中心に、伊佐沼や田園など周辺の自然的景観や農業とのふれあいをコンセプトとしたグリーンツーリズムを推進している。そこで、より多くの市民や市外の方々にも農園を利用してもらうために、拡張工事を実施するに当たり、市民農園区域の変更が必要となる。続いて「2 市民農園区域の概要」についてである。「①市民農園区域の面積」であ

るが、田については新たに体験用の水田を1,705㎡設ける。畑については現在の15,733㎡から20,847㎡に拡張。宅地とあるのは農業ふれあいセンター敷地と東側にある駐車場で、この面積の変更はない。その他については、農業ふれあいセンター北東側に769㎡の駐車場敷地を新設し、駐車場を2,677㎡としようとするものである。以上のように、市民農園区域は、現在の33,271㎡から40,859㎡へと拡張される。「②普通収穫高」については、10a当たりの平成30年産の水稻収穫高となっている。「③位置」については、川越市役所から東へ約2.5kmの地点である。「④土地利用計画」については、農業振興地域内農用地区域であり、都市計画法上では市街化調整区域となっている。「⑤農業公共投資」について、該当地は平成22年度から24年度にかけて実施した、菅間揚水機場導水路の受益地に入っている。続いて「3 指定要件の概要」についてである。議案9ページの市民農園整備促進法を確認しながら説明する。第4条第1項第1号は「当該区域内に相当規模の一団の農地が存在し、かつ、その自然的条件及び利用の動向からみて、市民農園として利用することが適当と認められること」であるが、別冊の「①第1号」にあるように、現在、市民農園区域として指定を受けている区域と隣接する区域の拡張を計画しており、伊佐沼地内の優良農地として地理的・自然的条件も市民農園区域として適していると考えている。第4条第1項第2号は「当該区域の位置及び規模からみて、その周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないこと。」であるが、別冊の「②第2号」にあるように、周辺地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障にならないと考えている。第4条第1項第3号は「交通施設の整備の状況その他都市の住民の利用上必要な立地条件からみて、市民農園の利用者が相当程度見込まれる区域であること。」であるが、別冊の「③第3号」にあるように、2020年度に区域内に設置されている川越市農業ふれあいセンターをグリーンツーリズム拠点として整備することが予定されており、市外等からの利用者など多くの利用者

が見込まれると考えている。続いて「4 市民農園の整備促進のための推進体制」についてであるが、川越市が主体になり整備を行う。現在、農園の運営については、鴨田体験農園組合に協力してもらっているが、今後は指定管理者の導入を検討している。最後に「5 その他参考となる事項」であるが、農業ふれあいセンターは平成元年12月に設置され、市民が農業体験を通じて農業に対する理解を深めるための施設として利用されている。今後は、施設の改修整備を実施することにより、グリーンツーリズムの拠点施設として市外からの利用者等にも農業体験や食体験ができる施設としたいと考えている。次は、資料2の平面図についてである。整理番号1及び2番は新たに市民農園の畑に位置付ける。整理番号3、4及び5番については、新たに体験農園用の畑とする。整理番号6、7及び8番については、体験用の水田として新たに位置付けるものである。東側の整理番号9及び10番については、新たに駐車場として位置付けるものである。最後に、資料3の利用計画図についてである。緑色に塗っている箇所は農業ふれあいセンターの敷地である。農園の北側、茶色くなっているところが市民農園、その南の青くなっているところが体験農園、その下、整理番号6、7及び8番が体験水田である。伊佐沼に面している黄色くなっているところと区画の東側の整理番号9及び10番は駐車場である。」との説明を行った。

議長は委員に意見を求めた。

委員から「農業ふれあいセンター西側の図面上色の塗られていない部分については、借りられなかったのか。」との質問があった。

議長は、農政課に説明を求めた。

農政課は「その部分については、今回実施することは難しいが、今後キャンパスペースとして整備する予定である。」との説明を行った。

議長は、他に意見を求めたが、他に意見等はなかったため、採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第4号について原案どおり決定する。

以下余白



#### 14. 閉会

議長 石川 秀夫 は議案の審議がすべて完了したため、第424回  
川越市農業委員会総会の閉会を宣言し、一同散会する。

#### 15. 署名

この議事録が正当であることを証明するため、下記に署名捺印をする。

令和元年7月2日

---

議長 石川 秀夫 印

---

委員 関根 誠 印

---

委員 長岡 清 印

---

委員 須賀 庄次郎 印

---